

障害福祉サービスの利用に係るアセスメント問い合わせ事項 2

※なお、一部内容によっては今後の国からの示しなどに応じて、柔軟に対応できる場合もあります。
 ※本件は厚生労働省や道庁内関係部署に確認した内容を整理したものです。

1 就労継続B型事業所の利用にかかわる疑問点

	質問	回答例	主な根拠
1	就労アセスメントの結果に対する「不服申し立て」ができるのでしょうか？	<p>就労移行支援事業所における就労面のアセスメントは判断（ジャッジ）ではなく、相談支援事業所が本人の同意を得た上で、アセスメント結果等を総合的に勘案し、サービス等利用計画を策定するために、就労面の情報（アセスメント結果）を活用するとされていることから、「不服申し立て」手続き等は制度上、設けられておりません。</p> <p>一方、障害福祉サービスに関して、利用者の市町村の暫定支給決定に対する不服申し立ては認められております。</p>	厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P3、P4、P6
2	就労アセスメントの結果、「就労移行支援」となった場合、拒否することはできるのでしょうか？	<p>就労移行支援事業所でのアセスメント結果や、特別支援学校等からの情報を踏まえ、相談支援事業所が本人の同意を得た上で、アセスメント結果等を総合的に勘案し、サービス等利用計画を策定することとなっています。よって、移行支援事業所での結果を本人などが拒否できる等という制度ではありません。</p>	厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P3、P4、P6
3	就労アセスメントの結果、移行支援事業所が妥当となった場合、地域に就労継続B型事業所しかない場合の対応はどうすればよいのでしょうか？	<p>将来的に通える場所に移行支援事業所ができるなど、就労アセスメントは、障がい者が適切な「働く場」を選択することを支援するために、就労面や生活面の情報把握が必要とされています。</p> <p>よって、地域にB型しかなく、近隣の移行支援事業所に通えない事情がある本人の状況を含め、特別支援学校等からの情報を踏まえ、相談支援事業所が本人の同意を得た上で、アセスメント結果等を総合的に勘案し、サービス等利用計画を策定することとされています。（上記2再計）</p>	厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P3、P4、P6
4	地域に移行支援事業所がない場合、就労・生活支援センターへの依頼は誰がするのでしょうか？（学校でしょうか？自治体でしょうか？）	<p>障害者就業・生活支援センターでのアセスメント対応は「例外的」な取扱いとなっている点に留意が必要です。</p> <p>原則、移行支援事業所でアセスメントを実施することになっており、手順は次のとおりです。</p> <p>例外的な障害者就業・生活支援センターでの例外的なアセスメント対応は、厚生労働省から別途示されることとなっておりますが、原則、移行支援事業所でのアセスメントマニュアルの手順に基づき、下記①のとおり市町村が利用者に説明することとなっています。</p> <p>① 就労系障害福祉サービス（B型事業等）の利用希望者が市町村窓口で相談。</p> <p>↓</p> <p>② 市町村は就労アセスメントを受けるために就労移行支援事業所の利用が必要であることを利用希望者に説明し、就労移行支援事業所の利用申請をしてもらう。</p> <p>↓</p> <p>③ 市町村は相談支援事業所で就労アセスメント実施のためのサービス等利用計画案を作成してもらうよう申請者に指示。</p> <p>↓</p> <p>④ 相談支援事業所が就労移行支援事業所と連絡をとり、就労アセスメント実施のための調整を行う。</p> <p>↓</p> <p>⑤ 相談支援事業所は就労アセスメントのためのサービス等利用計画案を作成して利用者に交付。</p> <p>↓</p> <p>⑥ 利用者が市町村にアセスメントのための暫定支給決定に係るサービス等利用計画案を提出。</p> <p>↓</p> <p>⑦ 市町村は就労アセスメントのための暫定支給決定を行う。</p> <p>↓</p> <p>⑧ 相談支援事業所は就労アセスメントのためのサービス等利用計画を利用者に交付。</p> <p>↓</p> <p>⑨ 就労移行支援事業所が就労アセスメントを実施。</p>	厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P8、P9、P10
5	厚生労働省のマニュアルでは、「地域に移行支援事業所がない場合、特別支援学校でもアセスメントが可能」としていますが、(B型希望者を)すべて学校にて行うことはできないのでしょうか？	<p>厚生労働省のマニュアルでは、就労移行支援事業所が就労面のアセスメントを行うことが原則必須となっており、支援対象者が通える距離に就労移行支援事業所が無い場合の措置として、施設外支援という制度を利用して、移行支援事業所が特別支援学校等でアセスメントを行うとされています。</p>	厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P3、P18

6	厚生労働省のマニュアルでは、アセスメント期間を1ヶ月とし、短縮も可能としています。実際にはどの程度の日数を妥当とお考えでしょうか？	<p>国の基準のとおり標準的なアセスメントの実施期間は、複数の作業を経験した上での比較や、時間経過による変化の観察など、導入期・適応期・実践期の3段階に分けて、約1ヶ月とされています。</p> <p>ただし、地域的な事情などにより、実施期間の短縮は認められており、利用者の事情などにもよるため、道では適当な日数の指定はできません。</p> <p>参考までに、平成25年度に厚生労働省が示したアセスメント期間の例は次のとおりです。(障障発01号平成25年4月4日)</p> <p>① 1ヶ月間(10日間～1ヶ月程度)(基本期間) 利用者の対象例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の進路についての希望と、就労に関する能力がマッチングしているか確認する必要がある、10日間から1ヶ月程度の時間をかけて利用者の作業の様子を観察しながら確認する必要がある場合。 ・作業の集中力の維持、体力・体調・意欲・作業態度の持続に心配があり、進路を確定するにあたり、10日間から1ヶ月程度の観察が必要な場合。 <p>② 3日間～10日間のアセスメントを想定するもの 利用者の対象例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業実習を経験しており、実習先の事業主も、利用者の進路希望と同様の考え方である場合。 ・事前情報や聞き取り結果から、地域事情等を勘案(通所できる就労系障害福祉サービス事業所が1箇所のみである等)すると事前に希望している進路が概ね妥当であり、少しでも早く利用を開始する必要があると考えられる場合。 <p>③ 2ヶ月程度のアセスメントを想定するもの。 利用者の対象例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の進路に関する自己理解に大きな課題(過小評価・過大評価)があり、自己理解の改善に向け、時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。 ・作業の集中力の持続、体力・体調の維持、意欲・作業態度の持続に加え精神面の安定に心配があり進路を確定するにあたり、2ヶ月程度の観察が必要な場合 	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P8</p> <p>厚生労働省 障障発01号 H25.4.4 「平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について」 P4</p>
7	アセスメントの結果はどこで検討するのでしょうか？(福祉課？審査会？)	<p>上記3に続き、次の流れとされています。</p> <p>① 就労移行支援事業所はアセスメント結果を取りまとめて相談支援事業所に提出。</p> <p>↓</p> <p>② 相談支援事業所は就労アセスメントや通常の調査(障がいの状況や家庭状況、利用者の意向など)の結果を勘案して最適なサービス種別を利用者に相談・提案</p>	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P10</p>
8	児童相談所で措置されている(養護施設等)生徒は、「就労・生活支援センター」でアセスメントをとることになっていますが、手配はどの機関が行うのでしょうか？(学校？福祉課？)	<p>手続きの流れは、上記3のとおりとなっており、このマニュアルのスキームに基づく市町村が障害者就業・生活支援センターに依頼するなどの手順も考えられますが、厳密に定められておりません。申請する利用者に対し、市町村や相談支援事業所など支援機関のなかで、その地域のキーパーソンが行う、ということなどが求められています。</p> <p>ただし、障害者就業・生活支援センターでの例外的なアセスメント対応については、現時点で示されていません。</p>	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P22 Q&A</p> <p>厚生労働省 H27.5.14</p>
9	アセスメントをとる際は、「暫定支給」となりますが、「サービス等利用計画」はセルフプランで対応が可能でしょうか？	<p>基本的に、相談支援事業所が策定する「サービス等利用計画」で対応することになります。</p>	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P4、P6</p>
10	計画相談事業所で作成した計画は、正式な利用申請の際に活用されるのでしょうか？また、80項目の聞き取りも実施するのでしょうか？	<p>市町村は相談支援事業所で策定したサービス等利用計画案を参考に支給決定を行います。</p> <p>今回国から示された総合記録票は、各地域に応じた独自の記録票を作成する際の参考とすることとされており、必ずしも項目の全ての聞き取りが求められているものではありません。</p> <p>ただし、項目は理想とされるアセスメント項目内容として示されたものであることから、項目設定については、マニュアルに示された内容に留意し、参考にすることが求められます。</p>	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P10</p> <p>厚生労働省 H27.4.23 「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」 P11</p>
11	移行支援事業所がない地域では、就業・生活支援センターがアセスメントを行うことになっていますが、どこでアセスメントをするのかをどの機関が決定するのでしょうか？	<p>障害者就業・生活支援センターでのアセスメント対応は「例外的」な取扱いとなっている点に留意が必要です。</p> <p>原則、移行支援事業所でアセスメントを実施することになっており、手順は上記3のとおりであり、アセスメントをするのは移行支援事業所等になります。</p> <p>例外的な障害者就業・生活支援センターでのアセスメント対応は、厚生労働省から別途示されることとなっております。</p>	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P8、P9、P10</p>

12	<p>アセスメントについて、厚生労働省からのマニュアルでは、「学校は、生活面のアセスメントのみ」となっています。学校でも作業学習や現場実習など作業面の評価を行っていますが、あくまでも移行支援事業所のみで評価で判断されるのでしょうか？</p>	<p>就労移行支援事業所でのアセスメント結果や、特別支援学校等からの情報を踏まえ、相談支援事業所が本人の同意を得た上で、アセスメント結果等を総合的に勘案し、サービス等利用計画を策定することとなっています。よって、移行支援事業所で就労面の情報（アセスメント結果）を活用するとされています。（上記2再掲）</p>	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P3、P4、P6</p>
13	<p>18歳未満の者が就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける場合、児童相談所長の意見書が必要と、国のマニュアルに示されているが、法令の根拠として児童福祉法六十三の三以外に、就労面のアセスメントに向けて新たな法令根拠が定められたのでしょうか？</p>	<p>新たに法令根拠は定められておりません。左記の場合の法令根拠は、従来のとおり児童福祉法六十三の三に基づきます。</p> <p>参考：児童福祉法 六十三の三 「児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。」</p>	<p>厚生労働省 H27.3.16 「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」 P19</p>
14	<p>認定調査は必要なのでしょうか？</p>	<p>訓練等給付費の支給対象となる障害福祉サービスに係る支給申請を行う障がい者については、障害支援区分の認定調査ではありませんが、訓練等給付にあたるため、認定調査項目の調査をもって、障がいの程度を含めた心身の状況を把握することとされています。</p> <p>参考：介護給付費等の支給決定等について 第四1(1)① 第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項 その他の基本事項 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨(1)障がい福祉サービス① 「訓練等給付費の支給対象となる障害福祉サービスに係る支給申請～を行う障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、～障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、障害支援区分の日程を要しない支給申請を行う障害者については、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状態を把握するとともに、～」</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 通知 「介護給付費等の支給決定等について」の一部改正について」厚生労働省 障発 0331 第 27 号（平成 26 年 3 月 31 日）</p>